



社団法人 日本病理学会
〒113-0033
東京都文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4F
TEL: 03-5684-6886
FAX: 03-5684-6936
E-mail jsp@ma.kcom.ne.jp
http://jsp.umin.ac.jp/

社団法人日本病理学会

第 192 号

平成 16 年 (2004 年) 1 月刊

1. 諸規定の設置, 改訂に伴う委員の選任について

12月25日の臨時理事会(持ち回り)において, リスクマネジメント委員会委員(内部委員4名, 外部委員1名)及び倫理委員会委員(外部委員1名)を以下のとおりそれぞれ選任した。

- リスクマネジメント委員会委員は, 井内康輝, 野々村昭孝, 長村義之, 坂本穆彦の各会員及び児玉安司 弁護士
- 倫理委員会委員(一般の立場を代表する者)は, 中島みち氏

2. 死体解剖資格認定要領の一部改正について

厚生労働省医政局長より, 平成15年12月16日付で死体解剖資格認定要領の一部改正について, 厚生労働省医政局長名で各都道府県知事あてに通知したとの連絡があったので, お知らせいたします。

医政発第1216005号
平成15年12月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

死体解剖資格認定要領の一部改正について

死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第2条第1項第1号に定める死体解剖資格の認定については, 「死体解剖資格の認定等について」(平成7年4月1日健政発第325号厚生省健康政策局長通知)の別紙「死体解剖資格認定要領」

により行ってきたところであるが, 今般, 別紙のとおり「死体解剖資格認定要領」の一部を改正することとしたので, 貴職におかれては, 本改正の内容について御了知の上, 貴管下の関係機関に対する周知方お願いする。

(改正箇所は会報最後の別紙を参照のこと)

3. 常任理事会報告(平成15年10月~12月)

◎第7回(平成15年10月20日(月))

1. 「国立大学病院マネジメント改革案」に関して, 既報の本学会意見書の見直しを行い, その案をまとめた。
2. 井内医療業務委員長から提案のあった「CPCレポートの作成に関する提言, 指針」の追加説明を了承した。内容としては, 概ね簡易型で対応してよいとする見解を示すことにした。
3. 8月18日, 理事長名で厚労省保険局医療課長に, 病理学的検査について診療報酬の改定に向けた要望書を提出した。
4. サブスペシャリティーに関しては, 真鍋理事を中心に種々検討されてきたが, その結論として本学会に「皮膚病理」, 「神経病理」, 「口腔病理」等の分科会を置くことは尚早との意見を理事会に諮ることにした。
5. 井藤倫理委員長から, 剖検輯報と「疫学研究に関する倫理指針」との整合性, 本倫理委員会が倫理審査を行える機関に規定改訂の提案があり, これを了承し, 理事会に諮ることにした。
6. 志賀選挙管理委員長から, 次期役員選挙結果(第1

会員名簿発行準備中

まだご購入をお申し込みでない方は先日お送りした振替用紙をお使い頂くか, または下記郵便振替口座に「名簿希望」とお書き添えの上, 3000円をご納入下さいますようお願い申し上げます。

郵便振替口座番号 00130-4-32817 加入者名 日本病理学会

回) 報告があった。詳細は理事長選挙終了後にまとめて発表することにした。

7. 倉田 厚 (杏林大学) 会員をドイツ派遣研究員としてドイツ病理学会に推薦した。
8. 名誉会員の有資格者名簿を作成することにした。
9. 10月15日, 医療事故, 特に異常死の対応について, 内科学会, 外科学会等と懇談し, 情報交換を行った。

◎第8回 (平成15年11月5日 (水))

1. 選挙管理委員長から, 次期理事長選挙結果(第2回)報告があった。森理事長が再選された。
2. 第51回 (平成17年) 秋期特別総会世話機関・世話人には, 応募申請のあった東京大学・深山正久教授を推薦することにした。
3. Pathology Int. 編集長には, 応募申請のあった向井 清編集長を推薦することにした。
4. 専門医受験資格の病理実践経験年数の扱いについては, 秋期総会時の委員会, 理事会, 総会において十分に審議すべき事項として了承した。そのために病理医としての研修目標設定が急務である。
5. 70歳以上の病理専門医の更新手続の免除は, 廃止する方向で進めることにした。
6. 名誉会員の有資格候補者名簿(337名)を作成し, 推薦の準備を始めた。
7. 倫理委員会規定の改訂がなされた場合には, 現5名(井藤久雄, 岡崎悦夫, 斎藤 建, 武村民子, 堤 寛)の委員のほか以下に以下の委員をを推薦することにした。
外部委員: 人文・社会科学の有識者; 増井 徹
(国立医薬品食品衛生研究所)
宇都木 伸
(東海大学法学部教授)
: 一般の立場を代表する者; 協議中
8. 病理サブスペシャリティーに関する見解案を次回の病理専門医制度運営委員会, 理事会で審議することにした。

◎第9回 (平成15年12月9日 (火))

1. 前回理事会, 総会の議事録, 各委員会の議事要旨を承認した。なお, 学会中に話題となった主な意見としては,

①診療報酬で病理を包括化から外すこと (出来高払い) について, 学会の公式見解を示すこと。

②学会は, 病理解剖の今日的意義を改めて訴えること等があった。

これらの対応として, 広報サイドからは坂本常任理事が広報活動の一環としてあたり, ①は笹野理事, ②は黒田委員長 (医療業務委員会小委員会) に担当してもらうことにした。

2. 臨時理事会 (持ち回り) を開催し, 緊急の案件としてリスクマネジメント委員会委員 (内部委員には長村義之, 坂本穆彦, 井内康輝, 野々村昭孝の4名, 外部委員には児玉安司弁護士) 及び倫理会委員 (外部委員には中島みち氏) のそれぞれの選任を諮ることにした。
3. 2月の理事会は, 平成16年2月23日 (月) 15時からとした。当日は, 学術委員会 (10:00), 学術奨励賞選考委員会 (14:00), 役員会 (17:00) を開催する。
4. 顧問弁護士契約は, 年内に締結し, 平成16年1月から実施することにした。
5. 財務関係では, 不動産の保有, 事務所の移転など両監事による進言施策の選択, 補正予算編成のタイミングなどを検討していくことにした。
6. 第1回日本病理学会カンファレンスのポスターを作成し, 会報, HP等で参加者を募集する。内容は, 概ね参加者100名程度, 4月中旬締切りを予定。
7. 来秋総会のシンポジウムは, 柴本世話人と橋本 洋学術評議員に一任する。なお, これまで決めていなかった学会世話人の権限などについての申合わせを試案することにした。
8. 次回の病理専門医制度運営委員会を1月27日 (水) に開催する。新年度試験実施関係のほか研修病院の認定にあたり, 認定証の有料化, 認定料の設定を検討することにした。

4. 会員のご逝去

以下の方がご逝去された。

岡田 正直 学術評議員 (平成15年12月7日ご逝去)

お知らせ

1. 第4回(平成16年度)材料科学技術振興財団山崎貞一賞候補者の募集について

申込み締切り：平成16年4月30日

連絡先：(財)材料科学技術振興財団
山崎貞一賞事務局

〒157-0067 世田谷区喜多見1-18-6

TEL 03-3415-2200 FAX 03-3415-5987

2. 第18回冬季札幌がんセミナーについて

会期：平成16年2月7日～8日

会場：ロイトン札幌

連絡先：第18回冬季札幌がんセミナー事務局

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目
北海道医師会館

TEL 011-222-1506 FAX 011-222-1526

会費口座自動振替をご利用の皆様

平成16年度分年会費・部会費のお引き落とし予定日は3月23日ですのでよろしくお願いいたします。なお、口座の変更、大学院進学による院生会費の適用等のご希望がございましたら2月10日までに事務局までお申し出下さい。

(社)日本病理学会事務局 TEL: 03-5684-6886 FAX: 03-5684-6936

E-mail: jsp@ma.kcome.ne.jp

改正	後	行
<p>第一 認定の基準</p>	<p>第一 認定の基準</p>	<p>第一 認定の基準</p>
<p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。</p>	<p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。</p>	<p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。</p>
<p>(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者</p>	<p>(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者</p>	<p>(1) 医師又は歯科医師にあっては、次のいずれかに該当する者</p>
<p>ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の学部を含む(以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>	<p>ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学の学部を含む(以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>	<p>ア 医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>
<p>イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室内において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>	<p>イ 医師又は歯科医師の免許を得た後、年間10体以上の剖検例を有する病院、研究室、監察医務機関等において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>	<p>イ 年間10体以上の剖検例を有する病院又は研究室において、医師又は歯科医師の免許を得た後、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>エ (略)</p>	<p>エ (略)</p>	<p>エ (略)</p>
<p>(2) 医師及び歯科医師以外の者については、次のいずれかに該当する者</p>	<p>(2) 医師及び歯科医師以外の者については、次のいずれかに該当する者</p>	<p>(2) 医師及び歯科医師以外の者については、次のいずれかに該当する者</p>
<p>ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師(これと同等と認められる者を含む。)の職にある者であって、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの</p>	<p>ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であって、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの</p>	<p>ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師(これと同等と認められる者を含む。)の職にある者であって、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で年間おおむね10体以上、計50体以上について解剖を行った経験を有するもの</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>ウ ア又はイに該当しない者であって、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの</p>	<p>ウ ア又はイに該当しない者であって、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの</p>	<p>ウ ア又はイに該当しない者であって、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの</p>

改正	改正	後
<p>2 1の(2)のアに規定する専任講師と同等と認められる者とは、次のすべてに該当する者をいうものとする。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であって<u>3年以上助手として在職しているもの</u></p> <p>(2) 直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を公表した実績を有すると認められる者</p> <p>(3) 医学又は歯学に関する<u>博士号</u>(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p>	<p>2 1の(2)のアに規定する専任講師の職にある者と同等と認められる者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であって、<u>助手として在職しているもの</u></p> <p>(2) (1)に該当しない者であって、直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を公表した実績を有すると認められるもの</p> <p>(3) (1)に該当しない者であって、医学又は歯学に関する博士又は修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有するもの</p>	<p>2 1の(2)のアに規定する専任講師と同等と認められる者とは、次のすべてに該当する者をいうものとする。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であって、<u>3年以上助手として在職しているもの</u></p> <p>(2) 直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を公表した実績を有すると認められる者</p> <p>(3) 医学又は歯学に関する<u>博士号</u>(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p>
3 (略)	3 (略)	3 (略)
<p>第二 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経歴証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。</p>	<p>第二 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経歴証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。</p>	<p>第二 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経歴証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。</p>
<p>(1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあっては次の書類</p> <p>ア 解剖調書(初めての執刀例と最終の執刀例を含む20体に係るものとし、別添の書式によること。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあっては次の書類</p> <p>ア 解剖調書(直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあっては次の書類</p> <p>ア 解剖調書(初めての執刀例と最終の執刀例を含む20体に係るものとし、別添の書式によること。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあっては次の書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 業績一覧(論文発表表及び口演・筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し 〔直近5年間に<u>筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し</u>〕 〔直近5年間に<u>おこなわれた毎年1報以上が必要であること。</u>〕)</p>	<p>(4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあっては次の書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 業績一覧(論文発表表及び口演) ・直近5年間に<u>筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し</u></p>	<p>(4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあっては次の書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 業績一覧(論文発表表及び口演) ・直近5年間に<u>筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し</u></p>

現	行	後	女	前
<p>エ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他</p> <p><u>解剖件数には、ネクロプシー(死後、生検針等で特定の臓器の病理組織を採取することを含む。)の件数は含まれないこと。</u></p>	<p>・直近5年間に<u>行った口演(座長含む。)</u>のプログラム等の写し</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>・口演(座長含む。)のプログラム等の写し</p> <p>(直近5年間について<u>おおむね毎年1回分以上が必要であること。</u>)</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>		

前
正
改

別添		解 剖 調 査								
死体番号	解剖の種類	性別	年齢	主執刀者名		指導者の職名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断
				副執刀者名						
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								

(注意)
 1 「死体番号」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 2 「解剖の種類」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 3 「解剖の部位」は解剖の部位を記すこと。
 4 「解剖の種類及び解剖の部位」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 5 「解剖の種類及び解剖の部位」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 6 「解剖の種類及び解剖の部位」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。

後
正
改

別添		解 剖 調 査								
死体番号	解剖の種類	性別	年齢	主執刀者名		指導者の職名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断
				副執刀者名						
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								

(注意)
 1 「死体番号」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 2 「解剖の種類」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 3 「解剖の部位」は解剖の部位を記すこと。
 4 「解剖の種類及び解剖の部位」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 5 「解剖の種類及び解剖の部位」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。
 6 「解剖の種類及び解剖の部位」は解剖の種類及び解剖の部位を記すこと。